

令和2年度（2020年度）第4次定期監査に係る注意事項の公表

令和2年（2020年）10月1日から11月30日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和3年（2021年）2月26日

熊本県監査委員事務局

① 行政

事 項	内 容	課題数
レンタカーの事故	レンタカーによる自損事故が1件発生し、休業補償を支出している。	1
行政文書の管理	行政文書を条例等に定める手続をとらずに廃棄している。	3
旅行命令	出張しているが、旅行命令がなされていない。	2

② 収入

事 項	内 容	課題数
未収金対策	徴収努力はなされているものの、未収金が増加している。	1

③ 支出

事 項	内 容	課題数
過年度支出	支払漏れがあり、翌年度に支払っている。	2
特殊勤務手当の支給	支給漏れ及び支給の根拠となる書類が作成されていないものがある。	1
出頭旅費の支給	一日当たりの出頭旅費額を誤り、また、年休取得日に誤って算定したことにより誤支給が発生し、返納処理を行っている。	1
物品購入等契約	予定価格が30万円を超えているが、予定価格の基礎を記した書類を作成しないまま見積書を徴している。 また、発注後に仕様の一部誤りが判明したが、本来は受注者との契約変更手続をとるべきところ、遡及して施行伺いを作成のうえ、再度、受注者でない者も含めた3者から見積を取り直し、最初から訂正後の仕様により発注した形に改められている。	1

事 項	内 容	課題数
社会保険料の徴収	標準報酬月額の変更に伴う社会保険料の減額変更を行わず過徴収し、戻出決定する際に、内訳番号入力を誤り、帳簿上別人の分を戻出している。	1

④ 物品

事 項	内 容	課題数
公用車の毀損	公用車による自損事故、過失割合の高い物損事故が発生している。	11
有料道路回数券の管理	郵便切手類に準じた出納簿を備えていないため、受払額、残額、繰越額を把握できない。	1
郵便切手類の管理	郵便切手類出納簿の記入漏れや記入誤りがあり、受高と払高の差引額が現在高と一致していない。	1

⑤ 財産

事 項	内 容	課題数
消防用設備等の管理	消防用設備等点検について、改善を指摘された事項が改善されていない。	1